

平成 28 年 1 月 25 日

売渡株主及び売渡株式の登録株式質権者各位

東京都渋谷区渋谷三丁目 6 番 6 号
渋谷パークビル 2 階
株式会社駐車場総合研究所
代表取締役社長執行役員 柳瀬 聡

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である株式会社アスパラントグループ SPC 2 号（以下「アスパラント SPC 2 号」といいます。）から、平成 28 年 1 月 22 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、平成 28 年 1 月 22 日付の取締役会決議において、本売渡請求を承認することを決定いたしましたので、同法第 179 条の 4 第 1 項及び第 2 項並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項の規定により公告いたします。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

名称 株式会社アスパラントグループ SPC 2 号

住所 東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号

2. 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

アスパラント SPC 2 号は、売渡株主に対し、売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式 1 株につき 330 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が売渡株式を取得する日

平成 28 年 2 月 25 日

6. 上記のほか、本売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件

本売渡対価は、平成 28 年 5 月 31 日までに、アスパラント SPC 2 号が売渡株式を取得する日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された売渡株主の住所又は売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてアスパラント SPC 2 号が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以 上